

事故情報分析タスクフォースメンバーによる御指摘事項

○窒息事故について

- ・窒息メカニズムや、消費者の購買、摂食状況を解明のうえ、当該製品の危害程度と便益を把握し、対策を総合的に判断すべき
- ・近年、窒息死者数は交通事故に匹敵するが、事件性がないため対策の検討が進んでいない。消費者庁が率先して取り組むべき分野
- ・今回実施しようとしている口腔模型を用いた再現実験は有用性が高いと考えられる
- ・同様の事案が将来的に起こる可能性を踏まえ、加工食品の安全に関する一般的な考え方を整理する取組が望まれる

○こんにやく入りゼリーによる事故について

- ・こんにやく入りゼリーの事故で、注意喚起による効果は限定的。製品の性状に踏み込んだ議論が必要。ただしその議論には時間を要するため、注意喚起を続けていくべき
- ・こんにやく入りゼリーはそのまま食べる加工食品であり、消費者による加工や調理を経る食品とは異なる。メーカーが物性、形状、及び商品態様、販売方法等を変えてリスクを減らすことは可能であり、必要

○安全対策について

- ・製品設計の場では、安全を考慮した設計が前提。それでも残るリスクに対し、注意喚起を行う。リスクが確認されているならば、安全を考慮した設計に踏み込むべき
- ・商品に問題があるならば製造者が自主的に改善を講じるのが原則で、公的な規制・権限行使は抑制的に考えるべき。リスクが確認されているならば消費者への注意喚起を行うとともに、情報をメーカーに伝え、それでもリスクが継続する場合にさらなる対策を検討
- ・リスクに関する情報をできる限り詳しくメーカーに伝えることによって、製造設計の改善を促していく取組が望まれる

こんにやく入りゼリーの安全対策を検討するに当たって(メモ)

平成22年6月30日

事故情報分析TFメンバー 小松原明哲

- 食品に起因する窒息事故を発生させるリスク要因は複数存在。いずれの要因をコントロールすることが合理的であるか、総合的な判断が必要
- 標記の検討には、以下のような段階があると考えられる。着実に段階を踏みながら、丁寧に検討を進めていくことが重要

(第1段階)

- ・窒息のメカニズムの医学的・技術的解明
- ・販売状況、消費者の購買状況や摂食態様に関する実状把握

(第2段階)

- ・当該製品の危害の程度と利益程度の比較考量
- ⇒基本的に、ターゲット消費者である成人においてほとんど事故が生じえず、実際、生じておらず、ダイエット食品としての市場の支持もあり、一定の利益を社会に提供しているのであれば、この製品は、市場から全面排除されるべきにまで有害度の高い製品とはいえない。
- ⇒ゆえに、問題の中心は、子どもや老人などの嚥下力の低い、ターゲットではない消費者には与えてはいけないということにあると思量する。

(第3段階)

- ・安全対策の選択
- ⇒啓発、広報、警告表示において、「子どもに与えない」などという漠然とした表記ではなく、窒息のメカニズムに照らし合わせたときに、当該商品が物性としてどのような特有性を有しているのか、どのような消費者がどのような摂食をすると、どれほど確実に危険なこととなるのか。その理由、メカニズムとともに明確に伝達される必要があると考えられる。
- ⇒さらに、
- ・いわゆるゼリー／子どものおやつモノと誤認させる包装体、包装表示
 - ・いわゆるゼリー／子どものおやつモノと誤認させる色彩
 - ・販売ルート、販売方法
- 等も合わせて考えられるべき。
- ⇒啓発、広報、警告表示をすり抜けて子どもが摂食する可能性は残ることから、物性、形状変更が第1選択である。しかし、それによりターゲット消費者に対する利益や商品性が著しく損なわれるのであれば、事実上の販売禁止となる。事業者自ら子どもにも安全でかつ商品利益・商品性を損ねない性状を研究開発することが当然であろうが、研究開発力に乏しい中小事業者であれば実現困難の可能性もある。同種製品では、メーカー(商品)によらずに事故が起こっているのかと言う点も確認する必要がある。